

令和 6 年度第 3 回
東大和市下水道使用料審議会 会議録

令和 7 年 1 月 1 5 日（水）

第3回 東大和市下水道使用料審議会 会議録

開催日時	令和7年1月15日（水曜日） 午前9時30分～午前11時45分
開催場所	東大和市役所会議棟2階 第6会議室
出席委員（7人）	山岸委員、安岡委員、柚木委員、大羽委員、内野(孝)委員、 高嶋委員、星野委員
欠席委員（1人）	内野(裕)委員
理事者（0人）	
部長（1人）	金子まちづくり部長
公開・非公開の別	公開
傍聴者（1人）	傍聴者氏名省略
事務局（4人）	畠山下水道課長、山下事業経営係長、越田主任、才郷主事
議題	議事 （1）下水道使用料審議会答申案について （2）その他

○会長 おはようございます。第1回、第2回に引き続きまして進行をさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年度第3回東大和市下水道使用料審議会を開会いたします。前回の第2回におきましては、議事内容のボリュームが非常に多かったことから、会議時間がお昼過ぎまでにおよびました。委員の皆さまにおかれましては、午後の予定などに少なからず影響を及ぼしてしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。しかし、前回は当審議会への諮問内容に対する答申に向けての方向性を定めるための重要な位置づけであったと思います。委員の皆さまから本当に多くのご意見をいただきまして、非常に有意義な会議になったと認識しております。大変感謝申し上げます。今回第3回は、前回の第2回の内容を踏まえて、というところが非常に多いかと思います。思っていることや、わからないことなどがございましたら、どうぞ遠慮なくご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。議題に入る前に、委員から、最初に何かお話ししたい事がございましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。

○委員 何も知らないところからこちらに伺って、複雑でいろいろなことが絡んでいるのだというのがつくづくわかりますし、相手が流動的な人口や気候に関連していることの、その先を推測しなければいけないというので、大変なお仕事だなとは思いますが。ただ、急激な値上がりは大変困ることなので、なだらかな値上げをしていただけたら、皆さん助かるのではないかなと思います。また、水道にはメーターがありますが、下水道にはないので、使用量をどう決めているのかというのが全然わからなくて、こちらに伺うようになってから少しずつわかってきました。地域のサークルの皆さんにお話ししたいなと思っております。あと、これは希望なのですが、昔は英語の授業などなかったと聞きましたので、高齢の方はカタカナ文字に弱いところがあります。説明の際にはなるべくそういうことを考慮に入れていただけたらと思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。確かにカタカナ文字が非常に多いのと、専門用語が多いものですから、事務局からはそのあたりをできるだけ日本語で、また、かみ砕いて説明していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

今回は第3回の審議会ですが、どのように答申をまとめていくかという点で、答申案の骨子についてご検討いただくことになります。前回に続き、今回も委員の皆さまからたくさんのご意見や考えを頂戴できるものと期待しております。それでは、事務局から発言を求められておりますので、配布資料の説明とあわせてお願いいたします。

○畠山課長 おはようございます。まず、本日の会議資料の確認でございます。本日の次第及び資料16の2点、事前にお配りしております。お手元にご覧いただけますか。その他に、机上には本日2点配布しております。1つが資料16関係当日資料（1）令和6年度答申書別添資料案です。もう1つが、それと対になるような資料でございます。資料16関係当日資料（2）参考資料です。こちらは平成27年度答申書にお付けしました別添の資料でございます。

引き続きまして、第2回審議会の補足事項の説明をさせていただきたいと存じます。第2回を振り返りまして、会長からわかりにくかった点のご指摘をいただきましたので、補足説明が必要と思われる事項について、少しお時間をいただいてご説明申し上げます。内容といたしましては、資料の中で出てきた「赤字」や「黒字」に関してでございます。これまで市が意識してきた点としまして、国の総務省や国土交通省が言うところの「健全な経営」について説明を申し上げますと、大事なポイントが3つあります。「まずは損益ベースで」、「次に経営指標で」、最後に「とにかくお金の収支は黒字で」。この3点です。

1つ目の「損益ベースで」を説明しますと、当該年度の費用を収益が上回っている状態でございます。経営指標で言いますと、経常収支比率、こちらが100%以上というところでございます。2つ目「経営指標で」、汚水処理原価を使用料単価が上回っている状態、これを資料の中で出てきましたが、経費回収率が100%を上回っている状態。3つ目「とにかくお金の収支が黒字で」というところでございます。収入額が支出額を上回っている状態。これがこれまで市が意識してきた点でございます。下水道経営にかかる管理費というのが大きく分けると2つあります。1つは借金の返済です。もう1つは、市民の快適な生活を維持するための維持管理費でございます。借金の返済とこの維持管理費を下水道使用料で賄うというのが健全な経営ということで、下水道使用料はこの2つを上回らなくてはならないとされております。これを決算書で紐解いていきたいと思っております。

初日にお配りしました資料11、令和5年度東大和市下水道事業会計決算書の37ページをお開きください。右側の支出となっている表の中、1款1項5目に「減価償却費」というものがございます。数字で言うと785,598,241円です。こちらが下水道管の建設にかかる費用分として、下水道使用料に算入されている借金にあたる部分になります。この減価償却費というのは、お金の支払いが必要となるものではございません。銀行の現金預金から支払いとして差し引かれることはありません。これから少し差し引きをいたします。ページ飛びまして35ページをお願いします。1款2項6目に「長期前受金戻入」というものがございます。数字で言うと283,460,425円です。こちらが下水道管の建設費の財源となった過去に受け取った国や東京都からの補助金などです。これは減価償却費という費用に対応する収益であり、減価償却費とは反対に、現金預金が増える収入ではないというものになります。「少し差し引きをします」と申し上げたのは、先ほど挙げました減価償却費785,598,241円から、今の長期前受金戻入283,460,425円を引いた額である、502,137,816円、こちらが実際に現金の収入支出を伴わない費用として企業内部に留保されるものです。これを借金返済に充てていくわけですが、実際の借金の返済はまた別のページにあります。

ページ飛びまして39ページ、1款3項、「企業債償還金」というものを確認できますでしょうか。743,488,254円、こちらが実際に借金の返済のために銀行に預けている現金預金から差し引かれる額になります。ここで先ほどの企業内部に留保される額との比較をしますと、企業内部に留保される額が5億213万円余です、実際に借金返済する額が7億4,348万円余で、実際には2億4,000万円ほど足りていないという状況になっております。借金は返さなければいけない義務的な経費でございますので、これは用立てる必要があります。どこから用立てているかというと、一般会計から補助金としてもらっています。これは38ページになります。1款4項、「他会計補助金」

というものがございますが、324,849,000円を一般会計からもらって、お金の収支を黒字としているのが現状でございます。なぜこうになってしまうのかというと、ひとつの要因は審議の中でもご説明したとおり、污水管の建設に当たって資金調達の借金依存度が高かったことからということになります。以上が、「とにかくお金の収支が黒字で」という部分で解決しなくてはならない部分でございます。

続けて、「まずは損益ベースで」、「次に経営指標で」というところでございます。1つ目が当該年度の費用を収益が上回っている状態、経常収支比率が100%以上、2つ目が污水处理原価を使用料単価が上回っている状態、経費回収率が100%を目指したいということで考えておりました。ここで、健全ではない状態、経常収支比率と経費回収率ともに100%を下回るとどうなるかということでございます。100%を下回りますと、老朽化した污水管の改築更新にかかる工事に活用した国や東京都からの補助金がもらえないということが、国土交通省から補助金の交付要件として付けられているものでございます。この国や東京都からの補助金が活用できないという状況になりますと、これまでと同様、財源調達を借金に頼らざるを得なくなるということになり、借金依存度が高くなります。これまでの経験を踏まえると、借金の返済で苦しくなってくるということでございますので、まず、健全な財政と経営のためには大事なポイント3つ。「まずは損益ベースで」、「次に経営指標で」、「とにかくお金の収支は黒字で」ということで、これまで市としては考えてきたところでございます。

少し違った視点で損益上の黒字というところについてご説明したいと思いますが、当該年度の費用を収益が上回っている状態についてですが、こちらはこの決算書の9ページ、損益計算書をお開きください。下から3つ目、当年度損益が当年度純利益となっているところでございます。ここが黒字であれば経営が健全だと見られるというポイントでございますが、理想を言えばなのですが、左上に、営業費用の合計1,409,448,851円というのがございまして、こちらは通常の業務を行う中でかかる経費です。これを一番上の下水道使用料で賄うことができたなら、経営としては維持管理費を賄っている優良な状態ということになるのでしょうかけれども、ここまでもっていくのはなかなか難しいということでございます。

最後に、説明の中でわかりにくく複雑にしてしまった「当年度未処分利益剰余金」の話です。これは簡単に申し上げますと、先ほどの当年度の損益の累積額で、今の下水道事業には413,623,172円ございます。どこに記載されているかということ、決算書の13ページ、下から3つ目の「剰余金合計」のところですよ。これと合わせてご覧いただきたいのが、第2回目でご説明いたしました資料15の10ページです。下側の表、東京都の維持管理負担金単価改定を想定した場合の、当年度の損益を表した折れ線グラフをご紹介いたしました。目盛りでいうと右側の目盛りです。令和8年度から単年度の損益が赤字となることをお示したものでありますが、ここで注目していただきたいのが、令和8年度から令和12年度までの単年度損益の累計額で、5年間の累積の赤字が3億5,000万円余生じる見込みとしております。この3億5,000万円余の赤字が5年で生じたとしても、それを上回る前述の利益剰余金が令和5年度の決算時点、令和6年3月31日の時点で4億円を超える額がありますので、いわゆる赤字にはならないのではないかとということで、委員からご意見をいただいたところかと存じます。合わせて、損益計算書の純利益と貸借対照表の利益剰余金との関係について

もご説明いただいたところですが、私からあの場で補足できませんでしたので、せんえつながら振り返りとしてご説明させていただきました。

この点について、累積で赤字の状態でなければ、経営状況としては苦しい環境にあるけれども、耐えられている状態ということで評価をいただいたと捉えております。こういった視点はこれまでもっておりませんでしたので、参考とさせていただきます。とはいえ、耐えしのぐためにこの剰余金を処分していくことについては、経営の安定性の指標を取り崩す、減らすという面から再認識できたところですので、市としては、この前述の国の総務省や国土交通省がいうところの健全な経営の大事なポイント3つ、「まずは損益ベースで黒字」、「次に経営指標の経費回収率が黒字であること」、「とにかくお金の収支が黒字で」というところを基本に考えているところでございます。数字の関係についての補足説明は以上でございます。

長くなりましたが、最後に本日の会議の導入となる話をして終わりたいと思います。令和2年度から5年度の決算で、純利益は計上できている健全な状態ということで、自分たちでも評価をしているところです。そして、コロナ禍を経まして、5年先を見据えても何とか累積の損益が黒字を保たれる見込みということを確認できたところです。また、借金の返済も穏やかな今、将来に備える必要性を強く感じたところです。経営が安定している今、将来に向けて、将来を見据えて、下水道使用料の適正な負担について、答申をまとめたいと考えておりますので、お力添えをお願いしたいということで、最後にお願いをさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明がありました。前回の振り返りと補足の説明がありました。ただいまの説明について、ご質問、その他ご意見がありましたらお受けいたします。発言される方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。いろいろと数字、ページあちこちとんでいましたが、これについてわからなかったことありましたらどうぞ。

○委員 他会計からの補助金というのが計上されていますよね。3億余、3億2,000万円ですか。これをここに充当していますけど、ずっとこれをやっていくということで、これがなかったらどうなるのですか。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 これがないということになりますと、もっと早くに値上げをしなければいけない状況だと思われます。

○委員 補助金と書いてありますが、本来は他の事業にも提供できるような金額だと思います。例えば、高齢者や、子どもたちのための事業などです。これが下水に限ってこれだけ3億円というお金が導入されていくということは、例えば汚水は個人の費用で行うというのが、本来の目的ですよ、雨水は別として。そこが成り立っていないとなると、3億の補助金の分は逆に下水道使用料の単価とし

てもいただけないものがありますよね。3億の補助金がなくなった場合でも黒字でいられるかどうかの試算はできているのでしょうか。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 まず補助金についてですが、基本的には税です。税から補助金の形でいただいているものになります。そして、補助金がなかった場合の試算についてですが、正直なところ補助金を想定して財政を組み立てているところがありまして、今後は一般会計からの補助金がなかった場合についても考えていく必要があります。今、委員からのご指摘があったとおり、このお金は他の施策に使えるわけです。例えば前回の答申の中ですと、学校のトイレの洋式化とか、下水の事業であれば雨水事業をもっと強力に進められる可能性があります。ただ、建設していた当時の市の考え方としては、やはり下水も普及させなければいけないということで、借金をして事業規模を拡大するという手法については、一般的にはあることでございます。借金をしてしっかりと事業を進めるということについて優先的に考えておりましたので、下水道使用料についても少し政策的な判断で抑えているという面がこれまでであったことは事実です。ただし、今後、将来どうしていくかというところで、今、経営が安定している状況で、今後も借金は減らしていきたいと考えています。この借金返済に対する補助金は「基準外繰入」呼ばれるものですが、これを減らすということを行政改革大綱の中ではっきりと書いています。経営戦略の中でも、近い未来、0円になるような試算はしていますので、そこにいくように投資・財政計画の見直しを来年度以降進めていきたいと思っています。以上です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 他にございませんでしょうか。特に決算書の関係等で非常に難しいところがありました。そのあたりは委員、いかがでしょうか。

○委員 今の課長さんのご説明でほぼほぼ。ただ、利益剰余金の部分については、決算書9ページの損益計算書の中で、5番の減価償却費785,598,241円というのがあると思うのですが、減価償却費は物の価値を減少させていくものなのですね。例えば、何かを100円で買った後、1年たったらもう価値がないから80円と。その引いた20円分が減価償却にあたります。ということは、実際にこの費用というのは引かれていないのです。それで、営業損失がこの中で1億3,500万円ありますが、実際は損失ではなくて、物のお金という価値で考えると、この1億3,500万円はこの時点ではマイナスではなくて、この減価償却費の7億8,500万円がオンされる形になります。ですから、実際のところの収支は黒字になるのです。なので、一般企業の決算書でも、借入金を返済する財源というのは、この表で太字になっている経常利益分の下に当期純利益とあると思うのですが、この88,569,000円と減価償却の7億8,500万円を足したものが、この決算書上の損益計算上の体力ということになりますので、それ相応の収益力は現状あるという判断になります。先

ほども課長さんおっしゃっていましたが、利益剰余金というのは、純利益の部分が年々積み重なっていくものです。その純利益は、当然その中から配当などが引かれたものが積み上がっているのです、単純に体力が積み重なっていくものと考えていただければいいのかなと思います。

決算書13ページの貸借対照表のお話しもありましたので、余談になりますが、下水道事業なので、実際は市民の皆さんの設備を充実させるために先行投資という形に当然なります。それは収入が入ってくる前に設備を整えなければいけないため、当然借入れで対応するしかないので。貸借対照表と書いてある12ページの左側の真ん中より少し下に、固定資産合計というところがあると思いますが、これが161億3,600万円です。実際に東大和市が持っている固定資産は161億円あります。もちろん、これは現金で対応することはほぼできないと考えるのが普通であり、右側の負債の部の固定負債合計と流動負債合計がありますが、その中に「建設・改良等の財源に充てる企業債」と書いてあります。これが国や東京都から借金として借り入れている部分です。この合計も57億円程度しかないのです。そう考えると、実際は東大和市さんが持っている体力の中で今まで対応してきていると見るのが正しく、そのバランスと言ってしまうと難しいのですが、収益の中では、自治体としては問題ないと判断するものと見てよいのかなと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。企業債現在高が57億円との話もありましたが、現状は健全だということは間違いありません。これから先々が危うくなってくるというのが、今回の審議会で審議する目的のひとつだと思います。仮に値上げすればそれはどんどん収益が上がってくることにはなりますが、維持管理をしながら事業を進めていく難しさがある中で、この先行投資で下水道には何百億円というお金をかけてやってきたということに対して、その借金を返している形になっています。この点を踏まえて、次に進みたいと思いますのでよろしくお願いします。

日程第1「下水道使用料審議会答申案について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○山下係長 これより説明を担当いたします下水道課事業経営係の山下でございます。まず、資料のご案内でございます。本日机上に配布いたしました資料16関係【当日資料(2)】「参考資料(平成27年度答申書)」をお手元にご用意いただけますでしょうか。こちらは前回の平成27年度の答申書の出来上がった形のものでございます。資料の両面で8ページまでが答申書、それ以降のページは、答申書に添える別添資料として5つの資料を添付しているのが、前回の平成27年度の答申でございます。今回の令和6年度におきましても、形といたしましては、基本的に今、お手元にごらんいただいております前回のこの答申のまとめ方に沿って、と考えております。

続きまして、事前にご送付させていただいた資料でございます。A4横の資料タイトル、資料16「下水道使用料審議会 答申案の骨子」をご用意いただけますでしょうか。まず、1ページをご覧ください。この資料は、前回の9年前の平成27年度審議会における答申の内容と対比する形で作成しています。罫線で囲った3つの縦の列のうち、真ん中の列に、前回の平成27年度審議会における最終的に答申書の形となったものを項目ごとに並べ、それと対比する形で左側の縦列に今回の令和6年度審

議会答申案に向けて、盛り込みたいと考えている内容を骨子として、箇条書きなどの形にて記載しているものとございます。この資料に沿って、令和6年度の答申案の骨子について、一部補足を交えながら読み上げさせていただきます。

まず1ページ、項目の比較であります。左側をご覧ください。「はじめに」の項目であります。ここは、市長から答申を受けて、審議会として、具体的な答申を述べていくまでの、いわゆる「つなぎ」の部分であります。ここにつきましては前回に続いて、今回もこのまま「はじめに」として項目を入れておく存じます。

次に「1 東大和市の下水道事業について」の項目はカッコとして3つであります。「(1) 下水道施設の維持管理と改築更新について」であります。ここは、第1回審議会の「下水道事業の現状」の資料説明におきまして、東大和市は、令和5年度末には、人口普及率が100.0%に到達し、汚水管の整備は完成の域に達しているという状況で、今後は施設の維持管理と改築更新が中心となっていく旨を、事務局よりご説明いたしました。一部、未整備のところが残っていた9年前とは状況が変わりましたことから、今回の項目の名称は「施設の維持管理と改築更新」へと変更したところでございます。

次に「(2) 事業会計の現状と今後について」です。ここは、第1回審議会の「前回平成27年度審議会答申における付帯意見に対する取組」の資料説明におきまして、東大和市は令和2年4月に地方公営企業法の適用を開始し、公営企業会計への移行を完了した旨を事務局よりご説明いたしました。これに伴って、会計の名称が従前の「特別会計」から「事業会計」へと既に変更されていることから、項目の文言もこの変更に対応するため「事業会計」としております。

次に「(3) 汚水処理経費と使用料について」です。ここは、第2回審議会の「適切な料金への見直し」の「下水道事業の現状」の資料説明において、使用料で賄うべき汚水処理の経費に対しては、現状では賄えている状況ですが、下水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応するために、使用料の適正化を図る必要性について、ご説明させていただいたところです。項目の文言としては、前回と同様のままです。

続きまして、「2 下水道使用料の改定について」の項目はカッコとして2つあります。「(1) 使用料体系について」です。ここは、第2回審議会の「適切な料金への見直し」の「課題の整理」のところの資料説明において、現在、国においても基本料金のあり方について議論がされているところであり、今後、市の料金改定の検討にあたっても、この基本料金を含めた料金体系のあり方について検討が必要である旨を、事務局よりご説明いたしました。この点につきましては、委員からも第2回の審議会においてご意見をいただいているところでございます。この項目の文言といたしましては、前回の右側の欄ですが、「何%で改定が必要」という趣旨で改定率を示す項目が、前回平成27年度の答申のところでございました。前回は「改定率」の文言でしたが、今回は先ほどのご説明のとおり、基本料金を含めた料金体系のあり方について、こちら自体についての検討が必要である旨を示すため、項目の文言としては「使用料体系について」と変更したところです。

次に「(2) 改定期限について」でございます。ここは、第2回審議会の「適切な料金への見直し」に係る事務局からの全体的な説明及び、委員の皆さまからご意見いただきたい事項のひとつとして、適切な料金への見直し時期はいつかについて、前回ご意見をいただいたところでございます。内容に

については後述いたしますが、項目の文言としては、前回と同様のままでございます。

続きまして、「3 今後の事業経営について（付帯意見）」の項目であります。大変恐れ入りますが、ここで1点資料の訂正がございます。この3の前回欄で、前回平成27年度の欄のところに「今後の下水道運営について（付帯意見）」と表記してございますが、正しくは「今後の下水道事業の運営について」でございました。下水道と運営の間に「事業の」が抜けてしまいました。改めまして、この項目ですが、事業の経営状況を明らかにするための公営企業会計への移行を令和2年4月に完了した旨の事務局説明、そして委員から「下水道は経営をしている」ことについてご意見をいただいたところでもございましたので、この文言につきましては従前の「運営」から「経営」へと変更いたしました。以下に続くカッコとしては4つであります。「（1）市民への丁寧な説明」であります。ここは、第2回審議会のご意見いただきたい事項のひとつとして、委員の皆さまから多くのご意見をいただいたところであり、また、第1回の審議会においても、委員からご意見をいただいているところでもあります。項目の文言としては、前回と同様のままであります。

次に「（2）経営努力」であります。安定した事業経営のための経費の縮減や、使用料の適正化に、今後も努める必要があるとの趣旨を示す項目ですが、この（2）と、次の（3）のところで、第2回のご意見いただきたい事項のひとつとしました、「清掃事業（し尿処理事業）との二重投資構造の課題解消に向けた取組」に関する事務局の説明と、委員の皆様からいただいたご意見を、この付帯意見として盛り込むために、下水道事業としての未接続解消に向けた取組の継続を（2）の経営努力に、そしてし尿処理に係る原因者負担を適切な水準とするための取組の必要性についてを新たに（3）として項目を設けております。

最後の「（4）使用料の適時適切な見直し」であります。審議会として、答申後も、市に対して継続して適時適切な見直しが常に必要であることを盛り込む趣旨として、独立して項目出しをいたしました。9年前にもこの趣旨は、2のところの下水道使用料の改定についてのいくつかの項目のところで触れられているところがございますが、今申しましたとおり、独立した項目出しをとの意図で、（4）を新たに新設いたしました。以上が項目比較の説明となります。

2ページをご覧ください。ここからは、今回の令和6年度審議会答申案に向けて、盛り込みたいと考えている内容を骨子として、箇条書きなどにてお示ししております。左側の欄になります。ここからにつきましては、基本的には資料の読み上げをさせていただきます。一番左の上段の部分につきましては形式的なところがございますので、読み上げは割愛いたしまして、中段の「はじめに」のところからの読み上げをさせていただきます。

「はじめに、公共下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上など、市民生活を支える社会資本として重要な役割を担っております。東大和市では、都市化の進展に伴い昭和51年2月に、分流方式による汚水排除のための施設整備に着手し、昭和60年6月から順次、供用が開始されました。以来、平成15年度に人口に対する普及率は99.9%の完成の域に達し、令和5年度に普及率100パーセントを達成しました。今後は、これまでに整備した污水管渠の計画的な維持管理と改築更新を実施していくとともに、近年の局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を目的とした雨水整備事業を着実に実施していくために、一層、経営基盤の強化を図ることが求められます。将来にわたって持

続的、安定的に下水道事業を経営するため、令和6年11月26日に市長から諮問を受けた東大和市下水道使用料の適正な費用負担について、本審議会において関係資料等に基づき慎重に審議した結果を次のように答申します。

「1 東大和市の下水道事業について（1）下水道施設の維持管理と改築更新について」です。ここからは箇条書きの項目になります。「・下水道は地面の下にあるため、日常的に気に留めることはあまりないが、私たちが文化的で清潔な生活を送るためには必要不可欠なもの。・人口普及率は100%となったため、今後は、ストックマネジメント基本計画に基づき、予防保全型の維持管理とあわせて緊急度を踏まえて優先順をつけて改築・更新を実施する。」次の4ページご覧ください。「（2）事業会計の現状と今後について・地方公営企業法を一部適用し、地方公営企業会計に移行した令和2年度以後、経営成績は毎年度黒字、資金収支も現金預金を増やしており、健全な経営状況である。・今後、流域下水道の維持管理負担金の単価改定が実施される可能性があるところ、経営戦略には反映されていない。」この点につきましては、一番右側の摘要欄に記述をしています。前回第2回、ご質疑に関し、事務局から説明させていただいたところですが、令和4年度の国の内部監査の結果、現状の東大和市が策定している経営戦略においては、流域下水道維持管理負担金の単価改定の要素が盛り込まれていないというご指摘をいただいております。令和7年度に経営戦略の中間見直しを予定しておりますが、ここについては反映させる予定でございますので、この項目に必要な文言かと認識しております。資料の左側の3つ目の項目に戻ります。「・加えて、「汚水私費の原則」により、汚水処理に係る経費は下水道使用料により賄われるべきであるが、部分的に一般会計からの補てん（基準外繰入金）により賄われている東大和市の現状にあつては、今後、公共下水道雨水基本計画に基づき、東京都及び近隣市と連携した雨水整備事業を推進するにあたり、「雨水公費の原則」により、適切な財源負担により事業を進めていくためにも、基準外繰入金に頼らない経営が求められる。」ここについては委員からのご意見を盛り込んだ形でございます。次の5ページの下段になります。「（3）汚水処理経費と使用料について・下水道事業をとりまく経営環境の変化に応じ、経営戦略等の収支計画の見直しを行い、将来にわたって持続可能な下水道事業の経営を行うことが期待される。」この点についても前述のとおり、国からの監査の結果の指摘に伴い、経営戦略を見直すという要素を盛り込んでいます。「・快適な生活環境を維持し、魅力的なまちづくりを進めるためには、下水道サービスの維持、向上を図るとともに、下水道施設の改築更新経費を賄うことができる料金水準を視野に入れ、下水道使用量の適正化を図る必要がある。」なお、下段の削除と書いている項目につきましては、前回の平成27年度の項目と比較して審議自体を今年度行っていないという理由で削除としています。

6ページをご覧ください。続いて「2 下水道使用料の改定について」であります。すぐ下の削除の項目は、先ほどと同様の理由で、平成27年度の前回と対比して、審議自体今年度行っていないという理由で項目については削除しています。「（1）使用料体系について・今後は、水需要を踏まえ環境に配慮した節水型社会を見据えた料金体系とするとともに、基本料金のあり方についても検討が必要である。」繰り返しになりますが、料金体系、基本料金のあり方について、検討が必要である旨をこの項目にて盛り込みたいと考えています。「（2）改定時期について」次ページにまたがって3つです。

「・前回（平成28年7月）の改定は、一般会計繰入金に頼らない経営体質を目指すため、経費回収率

100パーセントを目標水準とする視点から改定を行った。」目標水準を達成できたものと考えられ、健全な経営状況を維持できていると考える。」次の8ページご覧ください。「・今後、東京都による流域下水道維持管理負担金の単価改定が実施される可能性があり、この改定時期を想定して、令和10年4月の下水道使用料改定に向けて準備を進めることが望まれる。・ただし、審議した内容の条件には多くの不確定な要素があることから、まずは令和7年度に実施する経営戦略の中間見直しにおいて情報を整理し、見定めた上でスケジュールの前倒しについても検討が必要と考える。」こちらについては前回のご意見を反映したものでございます。

続いて「3 今後の事業経営について（付帯意見）」であります。項目として2つでございます。「・当審議会は、東大和市下水道使用料の適正な費用負担について慎重に審議した結果、全委員一致で前述のとおり、今後想定される流域下水道の維持管理負担金の単価改定時期を見定めた上で、汚水処理原価に見合った下水道使用料水準とする改定の準備が必要との結論に達した。・今後、市は、一層の経営改善に取り組むことに期待し、これからの事業経営に対する意見を付す。」というところで、付帯意見に対するリード文のところになります。続いての項目「(1) 市民への丁寧な説明」であります。項目としては3つでございます。「・特にこどもへわかりやすく説明できるように。」こちらについては委員からのご意見を反映したものでございます。続いて「・おとなに向けては、費用に対する「ご褒美」があること、例えば、川の水質がよりよくなる、将来の借金負担が緩やかになるなど、説明の工夫が必要」というところは、委員のご意見を反映したところでございます。「・下水道のしくみとその経営に対する市民の理解を深めるため、「家庭」の視点からの説明を。」という項目を入れさせていただきました。また、他の委員からも、この家庭からの目線という文言に通じるご意見をいただいています。次の9ページです。「・また、説明に当たっては、行政は「説得」しがちであるが、「納得」してもらう発想をもって市民と接することが大切。」というところについて、委員からいただいたご意見を、何かしらの形で文章にして盛り込みたいと考えております。

続いての項目「(2) 経営努力」でございます。項目としては2つでございます。「・未接続者に対する接続促進の取組を継続。」こちらについては下水道事業の取組として下水道に繋いでいない世帯に対する勧奨活動等につきましては継続との要素を入れております。「・経費の縮減（金利上昇傾向の時勢における企業債借入への留意）」という形で記載しておりますが、委員からは、この審議会を通じて、地域経済活動や企業経営の観点から多くのご意見をいただき、金利上昇についてもご意見をいただいていますので、この要素につきましても、ここに何かしらの文書の形で盛り込みたいと考えております。その下の項目は削除と記載しておりますが、前回、平成27年度はここに公営企業会計導入への取組という形で記載がございました。前述のとおり、既に公営企業会計は導入済みですので、この項目につきましては削除でございます。

10ページをご覧ください。次に付帯意見の(3)になります。「し尿処理に係る原因者負担を適切な水準とするための取組」、こちらの項目を4つ用意しております。「・公共下水道污水管が整備された区域内では、し尿は公共下水道によって処理されることが公衆衛生の観点から望ましいことである。・污水管整備区域内において、できるかぎりし尿の清掃事業を不要とすることによって、下水道処理施設への負担金とし尿処理施設への負担金との二重投資構造の合理化を図る必要がある。・公共下水

道の使用者と未接続のままの者との間で、し尿処理に係る原因者負担が平等でない状況となっている。」この点は委員のご意見を反映しているところでございます。また、「・税金（公費）で行う清掃事業の負担と、下水道使用料（私費）で行う部分を明確にした上で、それぞれ原因者負担についての検討が必要。」この点は委員からご意見をいただいたところでございます。

続いての項目「（４）使用料の適時適切な見直し」でございます。項目としては２つでございますが、ここで１箇所資料の訂正があります。行政改革大綱における推進計画「を」と書いていますが、推進計画「に」が正しい記載でしたので、訂正いたします。改めまして、「・東大和市第６次行政改革大綱における推進計画に基づき、市の事業のひとつとして適時適切な見直しを行う。・あわせて、経営戦略の中間見直しの機会には検証を行い、下水道事業をとりまく経営環境の変化に応じた投資財政計画とする必要がある。」こちらについては委員のご意見を反映したところでございます。左側の冒頭に、前回の平成２７年度審議会と同様に、末尾に用語説明を掲載することを予定しております。これまでの第１回、第２回審議会での事務局からの説明におきまして、下水道事業の専門的な用語を多く用いてご説明しているところではございます。この点については、特に公募委員の方から、用語についての抵抗感を少なからずお持ちでいらっしゃる事かと存じます。また、前回第２回審議会にて委員からの「特に家庭の視点で」というようなご意見にも通ずるところかと思い、今回の答申においても答申書の文章に出てくる専門用語につきましては、前回の平成２７年と同様に、末尾に用語説明を盛り込む対応で考えております。

続きまして、最後の１５ページをご覧ください。答申書本体に添付する別途資料についてであります。前回の平成２７年度は資料の１から５までを付けております。このうち１から４までにつきましては、答申における形式的な付属資料の位置づけでありますことから、今回におきましても添付すべきものと考えてございます。ここで恐れ入りますが、当日机上にて配布させていただきました、資料１６関係当日資料（１）「令和６年度答申書別添資料（案）」をご覧ください。お手元の資料の１枚目は今回の諮問書です。資料２枚目の両面は、東大和市の下水道使用料審議会条例です。資料３枚目、こちら両面刷りで表面が名簿、裏面が令和６年度の審議会の経過となっております。最後に、料金表の形で添付されている資料があるかと思えます。こちらは参考資料として、多摩地区及び東京都の区部２３区の月額使用料の一覧資料でございます。今回のこれまでの審議会におきまして、他市との比較に関しましては直接審議をしているわけではありませんが、第２回審議会の適切な料金への見直しの課題の整理のところで触れております今後の検討事項として、そしてまた、答申案の項目にもあります基本料金のあり方も含めた使用料体系の項目に係る東大和市の現状の料金設定を表す資料の位置づけとして、この一覧表の資料を盛り込むべきかというふうに考えました。答申案の骨子について私からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。ただいまこの資料、全ページに渡りまして説明がされたところで。各項目についてのところにつきましては、区切ってご意見を承りたいと思いますが、時間も長期になりましたので、ここで１０分間の休憩を取りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。１０分後に再開いたします。

(休憩時間)

○会長 それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続きまして、審議に入りたいと思います。資料のページに沿って、項目ごとに区切って、ご意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。まず「はじめに」であります。ここは、諮問を受けて具体的な答申を述べていくまでのいわゆる「繋ぎ」の部分であります。この部分について、ご質問、文言等の修正すべきところ、あるいは、こういったことを追加したほうが良いといったご意見がありましたら、お受けしたいと思います。発言される方は挙手をお願いいたします。はい、事務局どうぞ。

○畠山課長 なかなか喋りづらいかと思いますので、私からお話します。「はじめに」の「公共下水道は、公共水域の」ということで、いきなり難しい言葉が入ってきます。そのあとの「公衆衛生の向上」ということで、下水道法にはこう書かれているのですが、こういったところを少し噛み砕いて書く必要があるのかなと考えておりますので、このあと事務局内で検討し、表現を変えていきたいと思っております。しっかりと書くのであれば、下水道法に基づいてこう書くべきなのですが、やはり今回の答申はわかりやすく、市民目線でということになりますので、まず導入の部分から書き方を工夫してまいります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは私から1点だけ、気になったことがありました。2ページの下から2行目のところなのですが、「計画的な維持管理と改築更新を実施していくとともに」と書いてあるのですが、更新というのは改築とまた意味合いが違うと思います。改築というのは新たに作り替えるという形なのですが、この辺の文言の説明と、それと更新というのは、前回説明があった管渠の更生の工事、そういった形のものだと捉えると、ここでは施設の長寿命化を図るためという目的が入っていたほうが良いかと思ったのですが、それについて1点お願いします。

○畠山課長 ありがとうございます。改築更新という言葉について、やはりこれも定義されている言葉として使用したところでございます。こういったところについては、表現を考えていきたいと思っております。2点目、施設の長寿命化というところでございます。こちらについて、書かれておりませんので、会長からありましたとおり、記載をしてみたいと思います。経営戦略の中でも、記載のページがあったと思います。第1回でお配りしております資料の10の13ページ、基本方針にある「安全安心なまちづくり」の中で、「下水道は生活と密接で重要なライフラインであり、いかなる状況にあってもその機能の維持が求められます。既存の下水道施設をできる限り長持ちさせ、機能を発揮させるため」と書いておりますので、長寿命化の文言を盛り込んでいく形で進めてまいります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、項目「はじめに」についてのご意見に関しましては、ここまでといたしまして、続いて資料3ページの中段、「1 東大和市の下水道事業について」の「(1) 下

水道施設の維持管理と改築更新について」の項目であります。ここの部分につきまして、ご意見や文言修正すべきところ、あるいは、こういったことを追加したほうが良いといったご意見がございましたら、お受けいたします。発言される方は、挙手をお願いいたします。事務局からは何か、ここにありますか。

○畠山課長 先ほどの長寿命化の部分にもなりますが、長寿命化の目的としては、ここには予防保全型と書いてありますが、適切に維持管理をして、耐用年数50年を超えて、もっと使うのだということが目的でございますので、そういったところの表現ができるように考えて、この後文章を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それではご意見ございませんか。では委員お願いいたします。

○委員 長寿命化というお話ですが、今回、下水道本管に使われているヒューム管（鉄筋コンクリート管）の寿命は耐用年数が一応50年ということになっていると思うので、その更新をするということですね。そこで工法としては内面被覆工法を選択したと思うのですが、もうヒューム管自体50年で耐用年数が来ているものに対して、新たな技術で内面被覆をして、それがまた今後どのくらい持つのか疑問なのですが、その辺はいかがでしょうか。

○畠山課長 こちらにつきましては、さまざまな工法がある中で、耐用年数50年を新たに更新し、再度50年、耐用年数が設定されるという形です。これは会計上の処理になりますので、実際の耐用年数がどれだけかというところはまた別になるかと思えます。以上でございます。

○委員 塩化ビニール管は100年持つというデータがあったと思いますが、例えば内面被覆工法を選択せずに、新たに塩化ビニールの配管をするという工法はお考えにはなかったのでしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○畠山課長 コンクリート管を、塩化ビニール管に替えるということは、工法の1つとしてはあります。そのため、第1回目審議会の資料でいきますと、資料12、東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画概要版の中でご説明しましたとおり、平成の時代になってからは、塩化ビニール管が主流になっていくというところで、コンクリート管がまだ多いところについては今、改築更新を進めているところです。ただ、やはり深い所に入っているコンクリート管を掘り出すということは費用的に難しいので、その費用を考えて、右側の改築のシナリオの設定というところの中で、改築更新については、内側に新たに塩化ビニール管を作り上げて、二重構造の管にすることで、更に強度を高めるように設定した計画となっております。こちらについては基本計画で5年ごとに修繕改築計画という、実際の工事をどうやるかという計画を立て、その中で改めて工法の選定をしていくという形にな

っておりますので、これが全てのやり方だということで決めているわけではないというところについては、ご承知おきいただければと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。委員、何かありますか。

○委員 自分は、コンクリートの強度は一度落ちてしまうと、復活することはまずないと思っています。ヒューム管というのは、中に鉄筋が入っている鉄筋コンクリートの構造で、多分鉄筋といっても細い針金が入っているのだと思いますが、鉄ですので、水分を含むと錆が発生して、その錆が膨張して割れる原因になってくるかと思います。第1回審議会のスクリーンに映し出された写真で、ヒューム管が欠けている写真が2枚くらいあったのですけれども、あの写真を見た時に、「これは鉄筋が膨張して割れたのだな」と思いました。内面被覆をする前に、一度目視でカメラを入れて検査をしていると思うのですが、細かいひび割れなどはチェックできているのでしょうか。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 ご質問のチェック体制についてですが、ストックマネジメント基本計画を策定するにあたりましては、実績のあるコンサルタントを入れて、どういう状況かということ进行分析したうえで、東京都や国の補助金を得るために、技術的な照査を受けているというところでございます。また、割れてしまっているようなコンクリート管については、当然のことながら、更生工法は選べず、入れ替えということで実施していますので、コンクリート管の体力があるものについては、複合管として更生工法を選び、体力がないものについては撤去新設をしているということになります。以上でございます。

○委員 そうしましたら、目視で判断しているということですか。今、いろいろな技術があって、非破壊検査のような検査方法もあったりしますが、X線などを当ててその強度や中の状態を見たりする検査もあります。ただやはり人間の目は一番不安定で、私の見方と畠山さんの見方はかなり違うと思いますので、その判断基準をちゃんとしておいたほうがいいのかと思います。それともう1点、今回実施したストックマネジメントの施工で、湖畔地区を実施したのですが、あそこは湧水が出る地区なのです。このため、コンクリートのヒューム管は、コンクリート自体が水によってセメントの部分が流れ出てしまうのです。そうすると内側から見えない、外側の部分で結構、洗堀が現れてしまうので、かなりそういう点では強度がなくなっているのではないかという気がします。その辺の強度の関係ですね。検討していただければと思います。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 大切な視点、技術的な視点や地域的な視点ということで、ご意見をいただきました。こ

ちらについては、今のところ、やはり技術的な照査を行うための基準がある中で、今後は地域的な特性を AI に取り入れていくことによって、調査していない部分についてもどのような特性があるのかという判定を行うシステムが開発されつつあるところですので、こういった点については、技術的な成熟をもって導入できるところから取り組んでいきたいと思っております。おっしゃるとおり、人が見る目と機械が見る目というのはやはり違う傾向が見られます。最終的に判断するのは市の職員なので、AI の判定などを用いて、市職員が適切な判断ができるようにしていかなければならないということは、今後考える必要があります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。委員どうぞ。

○委員 ありがとうございます。

○会長 今、委員からは技術的な質問がありました。なじみのない言葉などもたくさん入ってきたので、経験者以外は少し難しい発言、言葉かなと思いました。これについては、委員、参考としてお話しただけですか。

○委員 耐用年数のお話があったので、塩化ビニール管もヒューム管も、一応法令上は50年とされていて、ただ塩化ビニール管自体が100年持つかというお話もあったと思いますが、多分文献や研究では持つと言っているところもあると思います。しかし、100年前に塩化ビニール管はなかったので、実際はまだわからないですね。ただ、ヒューム管でも、50年を超えても使っているところは結構あります。実は東京都の区部でも80年とか90年とか。環境によって使える、使えないというのがあります。ただ今の時代ですと、軽くて施工もしやすいし、水密性もあるので優位性は塩化ビニール管にあります。最近では、東大和市さんが直近で入れたのは塩化ビニール管ですし、あとは改築更新で使用する内面被覆も、塩化ビニール製のいわゆる樹脂製のものや、繊維製のものがありますが、ヒューム管よりは劣化がしにくいという特性があると思いますので、埋設されているものをきちんと点検して、先ほどもお話があったように、AI なども開発されていますので、しっかりとチェックをして、どれくらいあと使えるかというのを判断して、可能な限り使えるだけ長く使っていくと。それも、取り換えたほうが良いところは取り換えるし、絆創膏を貼って修繕でちょっと持たせるという方法もあります。その辺も工夫をしてやられていると思います。あとは今、デジタルの活用となどで経費や期間を縮減するという全国的な流れもあるというところですよ。

○会長 ありがとうございます。ただ今のご意見の中で「使えるものは使っていく」という中で考えていくということですので、事務局につきましては、この点についてご検討をお願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。項目「(1) 下水道施設の維持管理と改築更新について」に関してはここまでといたしまして、続いて、資料4ページ「(2) 事業会計の現状と今後について」の項目であります。この部分について、ご質問や文言修正などがありましたら、ご意見をお伺いしたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。それでは、1点だけ私のほうから。「事業会計の現状と今後について」の(2)のところで、「適切な財源負担により事業を進めていくためにも、基準外繰入金に頼らない経営が求められる」と、確かにこのとおりなのですが、この「進めていくためにも」というところで、そこから基準外繰入に頼らない、と一気に繋げてしまっているのですが、ここのところに、「経営の健全化を図り、基準外繰入金に頼らない経営を求める」との内容を加えられないかと思いました。これについて、事務局どうですか。

○畠山課長 会長がおっしゃるとおり、経営の健全化を図るところがやはり大切なところになっております。少しずれるかもしれませんが、冒頭に委員から、なだらかな値上げが好ましいという話があった一方で、他の委員からもありましたとおり、一般会計の財源負担、借金の財源補填としてもらっている補助金は、減らさなければいけないという面もあります。そういったところのバランスを考えて、経営の健全化を図っていくということで、盛り込んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。他にご意見がないということでございましたので、次に進みたいと思います。「(2) 事業会計の現状と今後について」のご意見に関しましては、ここまでといたしまして、続いて「(3) 汚水処理経費と使用料について」の項目であります。ここの部分について、ご質問や、文言修正等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、ないということで次に進みたいと思います。

では「(3) 汚水処理経費と使用料について」のご意見につきましてはここまでといたしまして、続いて資料6ページ「2 下水道使用料の改定について」の次の7ページ「(1) 使用料体系について」の項目であります。ここの部分について、ご質問、文言修正等ございましたら、ご意見をお受けいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

○委員 2点ありまして、1点が、「基本料金のあり方についても検討が必要」という表現が、少し唐突に感じられたので、言葉を補足したほうが良いと思います。「利用者の負担の公平性の観点から」という趣旨だと思いますが、それも少しわかりにくいかもしれないので、もう少し工夫が必要だと思います。結局、今日配られている資料の「下水道使用料金一覧(月額)」のところの基本料について、東大和市が8立米まで610円という部分のことを言っているのですよね。これは1立米使う人も、8立米使う人も610円なのです。高齢者の1人暮らしで、1、2立米しか使わない人と比べて、8立米ぎりぎりまで使う人は4倍使っているのに金額が同じなので、国ではこれを撤廃してしまったら良いのではないかと考えていますけれども、見ていただくとおり、まだそれを無くしている自治体は少ないので、やはり近隣市町村とある程度同じくらいの体系という観点から、なかなかやりにくいと思います。多分、基本料金のあり方と言われても、読んだ人はわからないと思いますので、そこに文言を追加した方がいいということが1点と。もう1点が、「水需要を踏まえ環境に配慮した節水型社会」のところに、人口動向や人口減少といった言葉も補足した方が良くないかと思いました。いわゆるその人

口減少が水需要に関わってくるのだと思いますが、その２点を加えるとよりわかりやすくなるかなと感じました。

○会長 ご意見ありがとうございました。事務局、何かございましたら、どうぞ。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、唐突感があります。審議会の中では、人口減少と人口動向についてご説明しておりますので、それについても説明の内容をわかりやすく記載してまいりたいと考えております。また、基本料金のあり方についてもやはり唐突感がありますので、委員からあった「１立米でも８立米でも同じだ」というところについては、上水道のほうで今、検討されているところです。ただし、やはり下水道については、下水道の考え方があり、難しい言葉で言うと固定費の部分は基本料金で取るべきだということで今まで来ていますので、そういったところの答えは恐らく出てこないと思います。市としてどうするのかという方向性、今後の検討の中で進めていきたいということについて、皆様に伝わりやすい表現を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。それではほかにございませんでしょうか。はい、委員。

○委員 し尿処理のところのことなのですが、し尿汲み取り１回２千円とかと書いてありましたよね。あれも人数によってすごく量が違うのではないかとあって、そういうところも見直していただけるのでしょうか。汲み取り１回につき一律２千円で済んでしまうというのは、少し不思議に思いました。他に浄化槽なども、計量する構造がないのではと思ひまして。

○畠山課長 ご意見いただいたところを下水道事業の側から一般廃棄物の手数料を見直すべきではないかというところは、難しい部分があります。１回目、２回目の中でご審議いただいたところなのですが、やはり市民目線からすると、その負担についても、下水道料金のように排出する量に応じてランク付けをする必要があるのか、そういったところについて、市として検討が必要と考えております。未接続世帯などへの接続勧奨をしていく中でも、「下水道に繋がなくても、私は不便をしていない」というところがネックになっていると担当は考えていますので、市全体として、し尿処理についてどうあるべきなのかというのを考える必要があります。そこについては、付帯意見のところ、少し離れますが１０ページのところで、触れていければと考えています。「（３）し尿処理に係る原因者負担を適切な水準とするための取組」ということで、委員からのご意見のところを少し膨らませて、そういったところも明確にしていく必要があろうかと思ひます。どうもありがとうございます。

○会長 委員よろしいでしょうか。

○委員 はい、よくわかりました。

○会長 それではほかにございませんでしょうか。ないようですので、次に進みたいと思います。「(1) 使用料体系について」のご意見に関しましては、ここまでといたしまして、続いて、同じく資料7ページ「(2) 改定時期について」の項目であります。ここの部分について、ご質問や文言修正等ございましたら、ご意見を承りたいと思いますので、よろしくお願いします。では、私からひとつ。7ページの「(2) 改定時期について」の1番下から2行目なのですが、ここに「目標水準を達成できたものと考えられ、健全な経営状況を維持できていると考える。」と記載されています。これでは抽象的で、さらに「考える」「考える」と二度続いています。目標水準は100%達成ということですから、達成したということで良いのではないのでしょうか。これで「考えられる」と表現したのはどうしてか、と思いますし、先ほどの委員からも、健全な経営状況を維持できているのではないかという話もありました。その辺の言い回しについて、お願いします。

○畠山課長 ご意見いただきましたとおり、ここはどうしようか迷ったところでありまして、本日、委員から、健全な経営状況を維持できているというお墨付きをいただきましたので、ここは自信を持って、下水道事業を今までしっかりやってきたのだということを皆様にお伝えする上でも、言い切る形で表現をしていきたいと考えております。以上でございます。

○会長 わかりました。そういうことで、よろしくお願いいたします。自信を持っていきましょう。それでは、ほかにございませんか。それでは、この(2)につきまして、改定時期についてはここまでとしまして、続いて8ページ中段、「今後の事業経営について(付帯意見)」の項目であります。この部分についてのご質問をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員 冒頭の東京都による流域下水道維持管理負担金の単価改定が実施される可能性があることからその改定時期を想定して、とありますが、はっきりと改定があるというように言葉にできないのでしょうか。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 ここは、実際に東京都流域下水道本部から「見直して改定により単価を引き上げる」ということは、はっきり言われておりません。そのため、見込みがあるということで、書いております。また、当然その見込みの額も示されていない状況でございます。ただ、お金を借りている、国の財務省関東財務局からの監査結果のところで触れましたとおり、そういったところも踏まえて収支を考える必要があるというところで、1つの案として、今回どんなシナリオがあるのかということでお示したまでですので、「単価が見直されて値上げをされる」とははっきり書くことは、事務局としては難しいと考えております。以上でございます。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 それでは、改定時期についてのご意見に関しましてはここまでといたしまして、続いて資料 8 ページ中段、「今後の事業経営について（付帯意見）」の項目であります。この部分についてご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。はい、ご意見ないでしょうか。ないようですので、「(3) 今後の事業経営について（付帯意見）」に関しましてはここまでといたしまして、続いて同じく資料 8 ページ、「市民への丁寧な説明」の項目であります。ここの部分について、ご質問、文言修正等ございましたらよろしくお願いいたします。委員どうぞ。

○委員 今の箇所とは少し違うのですけれども、単価の改定と値上げに関して質問です。これまでの説明で、設備の維持管理も、更新も、いろいろやっていかなければ 50 年後はどうなっていくか、いろいろ伺ったのですけれども、それ故にそういう継続的な、値を上げていかないと保全ができないということなのですね。一方で、今、委員がおっしゃったような、都の単価が値上げになるかも、という状況でもあるわけで。これは「維持管理をしなければいけないから値段を上げるんだよ」なのか、「どうしても老朽化していて将来を見据えたら直さなければいけないからお金がかかるのだよ」なのか、どっちなのか、です。もし老朽化していてやらなければいけない状況であれば今すぐですね。既に 50 年過ぎているから、ですとか。この状況であれば待ったなしだと思うのです。でも何年後かに都の単価が上がるかもしれないから、下水の使用料を上げたいとなると、だったら数年後でも間に合うよね、健全な経営をしているのならば。今でなくても良いような、と。あぶり出して見てみると、どちらでお金が足りないのか。将来を見据えて、というけれども、将来どころではなくて今やらなければならないのであれば、それはもう持続可能な下水でなければいけないと思うのです。ですから、数年後に都の単価が上がるかもだからなのか、老朽化で切羽詰まっているからなのか、どちらなのかというのをお聞きしたいです。

○会長 事務局、その点についてよろしくお願いいたします。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。維持管理でお金が足りないのか、今後の改築更新でというところでお金が足りないのか、どちらなのかというご質問ですね。

○委員 両方なのでしょうけれどもね。

○畠山課長 はい。現行の経営戦略、こちら第 1 回目でお配りしました資料 10 の中に記載がございます。28 ページから 31 ページの投資財政計画ということで、令和 12 年までの収支の見込みを書いているところですが、結論から申し上げますと、この中では、現金上の収支も黒字、損益上の収支も黒字ということになっておりますので、改築更新の費用については、ストックマネジメントで平準化した結果、しっかりと使用料の中で賄えているという状況です。今後足りなくなると想定されるのは、

維持管理費のほうです。ただ、維持管理費についても、都の負担金単価が現行の水準であれば賄える想定なのですが、資料の中で東京都下水道局の流域下水道の決算状況を見る限り、そして物価や労務単価の上昇についても反映させていくと、おそらく維持管理の費用に対して使用料が不足するのではないかということになります。そういったところをはっきりと書く必要があるかと思います。今後維持管理をしていく中では、下水道の使用料の見直しが必要だということを、わかりやすく伝えられるように書きたいと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。委員、どうでしょうか、よろしいでしょうか。はい。ほかにはないでしょうか。それでは、「市民への丁寧な説明」についてのご意見に関しましては、ここまでといたします。続いて資料９ページ、「経営努力」の項目であります。この部分について、ご質問や文言等の修正がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。経営努力につきましてはご意見ございませんので、ここまでといたします。

資料１０ページ。「(３)し尿処理に係る原因者負担を適切な水準とするための取組」についての項目であります。ご意見を伺いたいと思いますので、ご質問や文言等修正するご意見がありましたらよろしく願いいたします。ご発言をお願いします。委員、よろしく願いいたします。

○委員 言葉尻で申し訳ありませんが、「原因者負担」という言葉について、私は文言として少し。要するに下水道に繋がっているか、いないかということですよね。「原因者」と言われた時に、自分の家が原因なのかと思うと、もう少し穏やかな言葉を考えていただければと感じました。

○会長 事務局、その点についてはいかがでしょうか。

○畠山課長 ありがとうございます。原因者負担の捉え方はさまざまあると思います。私が説明の中で、汚水の真ん中に２文字入れてくださいということでお話しした「汚した水」というところです。汚した水を浄化する費用を誰が負担するのかというところが、原因者負担の大原則になってきます。その切り口として、どういった形で説明をしていくかということについては、事務局で考えていきたいと思います。諮問の中でも原因者負担という言葉が入っていますので、そういう言葉を使いながら、市民の皆様はどうしたらその部分が伝わるのかということ、伝わりやすい表現について検討してまいります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。ほかにご質問、ご意見等ございますか。委員、よろしく願いいたします。

○委員 今、委員から穏やかな言葉でとあったので、少しこれを発言するかどうか悩んだところがありますが、１つ目の「公衆衛生の観点から望ましいことである」というところで、結構穏やかに書いていただいています。本来なら、下水道の接続義務について法第１０条に公共下水道区域は法律によ

って接続しなければならないと書いてあるのです。ただ、そこまでは書かないのですか。本来は、接続しなければならないということをどこかに示しておく必要があると思います。それがここのかと。例えばここに書くと、受け取る人が自分の事なのかと強く受け止めてしまうのであれば、例えば資料編とか用語集のし尿処理のところに、法によって接続するのが原則とするとか、そのあたりは市の今後の政策的なところもあると思いますので、ひとつの意見として、です。

○会長 ありがとうございます。確かに3年以内に接続義務ということで、これはやらないといけないということですね。先ほど言った用語集とかで書いていただけたらというご意見でございます。では事務局、その点についてよろしく願いいたします。

○畠山課長 ご意見ありがとうございます。接続の義務というところです。穏やかな表現と相対するところではありますが、言わなければいけないところははっきり伝える必要があります。先ほど申し上げようかと思ったのは、9ページの経営努力の中で、未接続者に対する接続促進の取組を継続ということで、ポツがひとつだけあって、唐突に出てくるところがありますので、こういうところに盛り込んでいき、少し柔らかな表現や、政策的に必要だということについては、用語集など資料編のほうで取り上げてみたいと検討してまいります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかにございますか。では「し尿処理に係る原因者負担を適切な水準とするための取組」についてのご意見につきましてはここまでといたします。続きまして同じく資料10ページ。「(4) 使用料の適時適切な見直し」の項目であります。この部分について、ご質問、文言等修正すべきところがありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしく願いします。ございませんでしょうか。事務局何かございますか。

○畠山課長 はい、最後に適時適切な見直しということで、市全体の使用料手数料の見直しを3年に一度行っております。これは行政改革大綱の推進計画に基づく取組ですので、ここについては書いていきたいと思っております。加えて、経営戦略の中間見直しの機会に検証を行うということでも、見直しについては適時適切にというポイントで書かせていただいているところでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは「(4) 使用料の適時適切な見直し」についてのご意見に関しましてはここまでといたします。続いて資料11ページ、用語の説明の項目であります。この部分は事務局より、前回の平成27年度と同様に、掲載をするとの方向性の提案がありました。どうしても下水道については、こうした専門的な用語に対して解説する部分が必要かと私も思っています。先ほどもご意見があったとおり、追記も必要かと思っております。今回の答申に出てくる専門的な用語についても、前回と同様に用語説明を盛り込むべきかと思いますが、皆様はいかがでしょう。この方向性についてご意見がありましたら、お受けいたします。また、ほかに載せておいた方が良いという要

望がありましたら、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。それではご発言、よろしくお願ひします。

○委員 下水道管の分流方式、合流方式とかも記載が必要だと思います。

○委員 今、地下で、浸水対策として雨水の工事もやっていますよね。うちの周りでも年配の方が多いのですが、ああいう工事をやっているのを目で見て、何だろうあれはということで、だんだん雨水についても周知されてきているような気がします。

○会長 先ほどの各市比較の表がございました。あの中に各市の処理方式が載っております。委員が言ったとおり、東大和市の場合は分流式ですが、例えば府中市や立川市のほうにいきますと合流式と言って、汚水も雨水も一緒に流してしまっています。そういうところになると、比較は非常に難しいかなと思います。合流式となりますと、大雨が降ると処理場では溢れてしまいますので、処理能力をオーバーしたものは全て川に流してしまいます。それにより河川は汚濁します。それはどこへ行くかというと東京湾へそのまま流れてしまいます。ですから、大雨が降ったあとの河川が汚染されているというのは、前から認識していました。東大和市については、分流式と言って、し尿や生活排水の汚水は汚水管に、雨水管にはあまみずだけと、分けて流していますので、東大和市の分流式のほうが環境上は非常に良いと思っています。先ほど水辺にという意見がございましたけれども、そういう意味においては、水辺の空間、今、空堀川が改修されて散歩できるようになってきていますし、水がきれいになり鳥なども戻ってきているかなと思います。

○委員 古くから下水道事業を行っているところでは合流式のところが多いです。早くから下水道を整備するためには、汚水と雨水を別々に行うよりも、1本で整備をしたほうが早く整備ができるので、区部や多摩地域、立川市や府中市、三鷹市の一部、八王子市などは一部合流で、また最近整備したところのみは分流式でというところもあります。しかし分流式と言われても多分、わからないと思いますので、下水には合流式と分流式があり、東大和市においては全ての区域で分流式を採用しているという説明があると良いと思います。

○会長 わかりました。それではほかにございせんか。それでは、用語説明を盛り込むということで決定したいと思いますので、ご異議ございせんか。ご異議ないということで、新しく用語を追加するという形でお願ひいたしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、最後の15ページの資料の項目であります。ここにつきましても、事務局より、前回の平成27年度と同様に、別途資料を添付するとの方向性の提案がありました。資料の1から4までにつきましては、答申における形式的な付属資料の位置づけのため、必要なものかと思います。また、5の「下水道使用料金一覧」の資料については、近隣市や東京都との比較をした東大和市の現状の料金を表す位置づけとして盛り込んでも良いかと思いますが、いかがでしょうか。この方向性について

ご意見がございましたらお受けいたしますので、ご発言をお願いいたします。それでは、これについてご意見はないということでございますので、別途資料をこちらに新たに添付するという事で決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。ご異議ないということでありますので、添付させていただくということになります。ありがとうございました。

それでは日程第1「下水道使用料審議会答申案について」の議事については以上となりますが、ほかに何かございますか。言い忘れたこととか、ありませんでしょうか。ないということですので、日程第1を終了し、次に移りたいと存じます。

次に日程第2「その他」を議題に供します。事務局からの説明をお願いいたします。

○**畠山課長** 日程第2でございます。次回の日程について確認いたします。第4回につきましては、2月6日木曜日を予定しております。時間は同じく午前9時30分からとさせていただきたいと存じます。当初の計画では、市長への答申としております。次回市長へ答申をするには、本日いただいたご意見などを反映させた形で文書とする必要がございます。本日の資料では、箇条書きでボツを出しておりますが、こちらについて、今日いただいたご意見を踏まえまして、事務局側で体裁を整えることとしたいと存じます。次回の会議で、今一度最初から読み合せをすることになりますと、また時間が必要で、一回では済まないことも想定されます。従いまして、答申の形に事務局で体裁を整えたものを、速やかに会長に相談させていただき、その上で委員の皆様にも事前にお目通しいただきます。ご意見がありましたら、事務局で意見集約をしまして、2月6日、最終的にご確認いただくことを予定しております。2月6日の審議会での答申案の合意がいただければ、会議としては、市長の答申時間まで暫時休憩としまして、その間に事務局で答申案を作成する段取りを取ってまいります。市長への答申を午前11時ということで計画をしているところでございます。答申に向けた手順の概要は以上でございます。繰り返しになりますが、次回市長への答申とするには、本日いただいたご意見などを反映させた形で文書とする必要がございます。事務局と会長とで体裁を整えることについてご一任いただきまして、その後、委員の皆様から審議いただいた内容の抜けや漏れなどについてご意見をいただき、集約して答申書を作成することについてお諮りいただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**会長** 説明が終わりました。事務局から皆様のご都合を以前にお伺いしているとのことで、日程の確認がありました。次回ご欠席の予定の委員におかれましては、その後ご都合はいかがでしょうか。

○**委員** すみません、未定なので。もう少し時間をいただければと思います。

○**会長** それでは、ご都合がつき次第出席できるということであれば、前日でも事務局へ一報をいただければと思います。

○**委員** 私は予定変更になりまして、出られるようになりました。

○会長 ありがとうございます。それでは、次回の第4回は2月6日木曜日午前9時30分からとしたいと思います。よろしいでしょうか。そのようにしたいと思います。ほかに事務局への何かご質問等ございましたら、お受けいたします。

○委員 ちょっとお聞きしたいことがあるのですが。

○会長 はい、委員どうぞ。

○委員 ごみ処理施設などは、子どもでも自治会でも見学に行けるような状態でしたけれども、こういう下水道の設備の見学はできないのでしょうか。

○会長 事務局お願いいたします。

○畠山課長 水再生センターは、コロナ禍においては感染拡大防止の観点から中止をしておりましたが、最近見学を再開しております。

○委員 そういふがあると、身近に感じられるので、紙を見るよりも何を見るというよりも、気持ちの中に入りやすい気がします。なので、なるべくなら見学会などを広めていただいたほうが、PRにはなるのではないかと思います。

○会長 前回の平成27年度審議会におきましては、初日に、合流式ではありますが小平市のふれあい下水道館というところへ見学に行ったと聞いております。時間の問題もあり、今回は事務局からはそういう提案はなかったのですが、機会があればそういうところへ見学に行くことは可能です。

○委員 一般市民にそういう機会があると、もっと馴染みやすいかなと思いました。

○会長 先日、委員から、上仲原公園での雨水幹線工事の見学に行かれたとのお話もありました。

○委員 ハミングホルの横の向原西公園でも掘削工事中ですよ。あれも見ていると面白いですよ。昔の工事と全然違うので。

○会長 この審議会の中では時間的には難しいかと思いますが、この件については、例えばですが、一般市民向けにシールドマシンを入れたあとの工事の見学ができるとか、そういう見学ツアーのような、市民向けに何かをするという考え方はあるのでしょうか。お願いします。

○畠山課長 市民向けの現地での説明会というようなものについては、工事の安全上なかなか難しい

ということで、雨水幹線のほうは東京都と調整をしているところです。ただ、身近で工事をやっているということで、この機会に近隣の小学校に向けて、現場見学会を企画できないか検討していると聞いております。ほか、ごみ処理施設などは、夏休みの課題に向けて、施設見学会などを企画しているところがあるかと思います。そういったところを少し参考に、何かできることから少しずつ始めていこうと考えております。あとはやはり、紙面だとか答申書では、言葉で書ききれない部分があるので、ホームページに写真など、イラストを取り込んで説明していくということがやはり必要なのかなと、これまでの3回の審議会をとおして強く思ったところでございます。以上です。

○会長 昔、私たちが下水道の仕事をしていたときは、とにかく普及ということが前提でしたので、夏休みに確か小学生を対象とした見学会を催したことがありました。最近そういうことはやっていないのしょうけれども。今回、使用料改定に理解していただくためにも、そういった施設の紹介や見学会が必要かと思しますので、それについては要望ということで、よろしいでしょうか。

○畠山課長 会長、よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○畠山課長 東京都下水道局のほうで、バーチャル施設見学のようなものをホームページで公表しています。そういった先進的な取り組みを、少しずつ、一緒になって研究していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員 そういうことがあるということを、教えていただきたいです。

○会長 その辺については、市民への周知とのことで、この審議の中にもありましたので、もしそういうことがあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

議事につきましては以上となりますが、最後に、本日の議事全体について、言い忘れたかなど何かございましたら、お受けしたいと思ひますので、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、長い時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第3回東大和市下水道使用料審議会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。